

E. 福祉用具貸与（介護予防含む）

（「介護報酬改定後の動向」31ページ参照）

【受給者数及び費用額等】

- 受給者数対前年同月比は、△19.3%（平成18年11月）。
- 費用額対前年同月比は、△19.7%（平成18年11月）。

【参考】報酬改定の概要

要支援者（要支援1・要支援2）及び要介護1の者に対する福祉用具の貸与については、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て利用が想定しにくい次の品目について、一定の場合を除き（※）保険給付の対象としないこととした。既に福祉用具貸与を受けていた利用者に対しては、平成18年4月1日から6月間の経過措置を置いた。

- ・車いす（付属品を含む）
- ・特殊寝台（付属品を含む）
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト

※例外となる者の範囲については別に告示で定めた。

〈特殊寝台の場合〉

次のいずれかに該当する者

- ・日常的に起き上がりが困難な者
- ・日常的に寝返りが困難な者

（注）「起き上がり」「寝返り」等の判断については、要介護認定データ等を活用して客観的に判断。

注）改正前とは平成17年11月サービス提供分、改正後とは平成18年11月サービス提供分である。

